

平成 23 年 4 月 5 日

各 位

株式会社 北洋銀行

## 東日本大震災により被災された方の取引銀行以外での預金払戻しについて

～北洋銀行では 4 月 6 日(水)から取扱いを開始します～

このたびの震災により被害を受けられた皆さまに対しまして、心よりお見舞い申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々に対しまして衷心よりお悔みを申しあげます。

今般、当行では、今回の震災や原発事故に伴い、被災地域から避難されている方々が、避難先において、預金払戻しを円滑に行っていただけるよう、取引銀行のご預金を当行窓口で払戻しする取扱いについて、下記の通り開始することといたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取引銀行（避難されている方が預金をお持ちの銀行）・取扱開始日

取引銀行	取扱開始日
きらやか銀行、北日本銀行、仙台銀行、福島銀行、大東銀行	平成 23 年 4 月 6 日(水)
荘内銀行、山形銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行	平成 23 年 4 月 8 日(金)

#### 2. 取扱いの概要・ご照会先

本取扱いにかかる手続きの概要やご不明な点等の取引銀行のご照会先につきましては、全国銀行協会ホームページをご覧ください。

■全国銀行協会ホームページアドレス

<http://www.zenginkyo.or.jp/news/2011/04/01163000.html>

※避難先の当行店舗所在地・営業時間等につきましては、当行ホームページ(店舗・ATMのご案内)をご覧ください。

■北洋銀行ホームページアドレス

<http://www.hokuyobank.co.jp/atm/index.html>

以 上